

県民・事業者の皆様へのメッセージ

I. 愛知県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、4月10日に県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出し、「緊急事態措置」を定め実施に移すとともに、4月16日の国の「緊急事態宣言」に基づく特定警戒都道府県への指定、5月4日には国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長し、全力で感染防止対策に取り組んでいるところです。

これまで、医療関係者の皆様には、昼夜を問わず最前線で献身的に対応をいただくとともに、県民や事業者の皆様には、外出自粛や休業要請などにご協力をいただき、全ての皆様に、心より感謝申し上げます。

これらの取組の結果、新規感染者数は4月25日に1人となって以降、大きく減少傾向にあり、医療提供体制も十分に確保することができており、本日、国においても、法に基づく緊急事態宣言の対象区域から解除されたところです。

II. しかしながら、本県では、引き続き、感染防止対策の実施が必要であるため、県独自の緊急事態宣言の期間とした5月31日まで、緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、学校については、18日以降の分散登校日の設定や25日からの分散登校や時差登校などを実施するほか、事業者の皆様への休業要請についても、順次、緩和することといたしました。

県民の皆様には、ご不便をおかけしますが、不要不急の外出自粛の継続をお願いするとともに、「三つの密」を回避し、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を実践していただきますようお願いいたします。

事業者の皆様には、これまでにクラスターが発生していない施設など感染リスクに応じて、順次、休業要請を緩和いたしますが、営業の再開・継続に際しては、施設毎に、入場者の制限や誘導を始め、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、これまでにクラスターが発生したことのある業態等については、今暫くの間、休業協力をお願いいたします。

Ⅲ. 今後も、感染状況と医療提供体制の確保の状況を、新規感染者数、陽性率、入院患者数により監視を続け、新たに設定した基準値を超えるなど、感染の拡大が認められた場合には、迅速かつ的確に規制による感染防止対策を講じてまいります。

県民の皆様の命を守り、一日でも早く、安心な日常生活と、活力ある社会経済活動を取り戻していくため、今後とも、社会経済活動とのバランスをとり、感染症対策に万全を期してまいりますので、県民・事業者の皆様には、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

2020年 5月14日

愛知県知事 大村 秀章